

## 議案第 13 号

我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により裁判所の発する命令に関する規定が改められることに伴い、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成8年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ひとり親家庭等の父母等 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 次のいずれかに該当し、児童を監護する父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、当該母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母及び当該児童 (ア)から(エ)まで 略 (オ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項 <b>又は第10条の2</b>の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ひとり親家庭等の父母等 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 次のいずれかに該当し、児童を監護する父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、当該母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母及び当該児童 (ア)から(エ)まで 略 (オ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者</p>

(カ)及び(キ) 略	(カ)及び(キ) 略
イ及びウ 略	イ及びウ 略
(3)及び(4) 略	(3)及び(4) 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。